

学当局は井浦学生監の名において之が討議の禁止命令を下した。討議の中心を該点に有せし第八回談橋会は茲において事実上の開会不能に陥るのやむ無きに至つた。

翌十日早朝本会有志数名は個人の資格において井浦学生監をその私邸に訪ひ上述定款二ヶ条に関する討議禁止の理由を求めたり。然に学生監は単に此討議それ自体が当局の有する学生指導の権限に制限を加ふるが如く見ゆるが故にとの抽象論の外に一步も出づる事無く一同は遂に次回の談橋会に学生監自身出席してがい理由の説明をなす可き承諾を得たるのみにして空しく同邸を辞せり。十一日午後三時第八回談橋会は五番室において開かれ、各観点よりして討議命令の不合理が高調せられたるにも拘らず依然学生監は前日の言をくり返すのみにしてその間に何等誠意の認む可きもの無く、空気は漸次險悪化し来りたるを以て徒らに事を好まざる本会は一と先づ閉会のやむ無きに至つた。抑々愛一橋の精神に燃へて、自らの正しき認識の下に、商科大学の完成を期す可く合理的行動を執る談橋会に対して本学当局の執りたる此禁圧は果して是認せらる可きものであらうか。拘束せられざる本来の自由と制限無き眞の自治とこそ、全責任の負担における自覚せる行動を可能とする。其処には何等危惧す可き危険も無く恐怖す可き陰謀もない。茲にこそ始めて本学の将来に於ける健全なる発展への契機がある。本学当局の無謀なる禁圧は徒らに事態の紛きうを惹起せずしてはやまない。然も之現今社会の情勢に鑑みて吾人の極力回避せんとする所である。この見地よりして談橋会は本学当局の本会の行動に対して与へたる今次の無法なる禁圧を速かに撤回せらる可きを期してやまない。右声明す。

第七三号（昭和三年六月十八日）

(12) 驚くべき死亡率 六年間に百余名

寒心すべき本学学生 病氣は主に呼

吸器病

指を一本一本折つたり、足を曲げたりしていと嚴重な体格検査の関門をくぐつてから入学を許可される本学学生が、入学後病氣に罹つて退学したり死亡する者が近年頓に増加して来たことは時々、問題にされて体操課あたりでも統計表などを作つて積極的に大分心配してゐるが、依然として学生生徒の健康状態は不良で、殊に本科三年になつていざこれから社会に雄飛しやうとする様な大事な時に當つて、病魔に侵されて不幸に死亡する者が多いのは甚だ寒心すべき重大事と考へられる。当局も衛生施設を氣遣つてゐる様だが何分各科ともバラツクなので意の如くは行かないらしく、死亡者の病氣の横綱は皮肉にも当局が毛嫌ふ肺せん加答兒と肋膜炎で、現在休学してゐる者も大概は肋膜炎とのことでその他肺結核、神經衰弱症も大分多く事故による死亡には投身等の変り種もありいまだ天下をとらぬ大事な身体をもう少し各自が注意してはと思はれる節々が多々ある。左に大正十一年一月以降昭和三年六月十六日現在に至る病氣による死亡、退学の内訳を示して見る。

◇死亡

	本	予	専	養	計
肺せん	八	六	一	一	二八
肋膜	六	四	三	三	一六
腸疾患	五	四	四	〇	一三
結核	二	一	二	一	六
事故	四	〇	一	一	六
その他	一	八	一〇	七	一三六
総計	四三	二五	二八	九	一〇五

◇退学

神經衰弱	四	二	五	一	一二
肋膜	二	一	二	〇	五
肺せん	一	五	三	一	一〇
結核	八	五	五	一	一九
その他	一	五	一	五	四六
総計	一五	一三	一五	五	四六

第七三号(昭和三年六月十八日)

(13) 専門部の宿望空し 独立予算遂に否決

全一橋一致の運動も効なく一日の省議に於て

商学専門部の独立予算が六月十二日文部省へ提出されて以来専門部の独立を希望してやまなかつた一橋関係のほとんどすべての人々は括目してその成行を注視してゐたのであるが、六月二十八日いよいよ文部省々議に上つたところ果然議論百出して容易に決定し難い状態であつ

たので遂にこれを最後の省議に廻すこととなり三十日に至り再び省議に上つたのであるが又もや議論の中心となつて遂に翌七月一日まで持越され遂に否決せらるゝの運命に逢着し専門部七百の学生はもちろん当局先輩本科予科生の均しく熱望した専門部の独立は昭和四年度において是不可能となつた訳である。

第七五号(昭和三月七月十六日)

(14) 所謂思想善導

今年の夏期休暇直前、予科主事の名をもつて父兄に親展書が届いたその内容によれば「近年青年の風潮日に増し軽浮となる傾向を認むると誠に遺憾とする」そうであり又「社会科学研究、文化科学研究に名をかりて共產主義を研究し甚だしきに至りてはこれが実行運動に向ふものある事は誠に憂慮に堪へざる所」だそうである。「然るに生徒が休暇中授業の閑に乗じてこの思想を有するものと互に往来してがい主義を研究し時には實際運動に加担せる者すらありたる事一再ならず聞きおよぶ所」であるそうである。だから「本校においてはつとに生徒の思想善導に努力致しをり候に付御家庭においても本校の主旨を賛せられ休暇中においては子弟の読み物交友等には特別の御注意被下され度右及御依頼候」と結んだのであらう。果して思想善導とは何であらうか？ 大学講座に仏教史を開く事だらうか、又は採点内規を定めて生徒に点取虫になれといふ事なんだらうか、我々には学校当局の善導の意味をいさゝか解し兼ねるものであり、幸か不幸か、かゝる事以外にその方針をすら聞知し得ないのである。然しこういふ「よらしむべ